



八千代市文化芸術の振興に関する基本方針

八千代市

《 目 次 》

第1章 文化芸術の意義	4
第2章 八千代市の状況と課題	6
1 八千代市とは	6
2 これまでの道のり	7
3 状況	9
4 課題	11
第3章 文化芸術に関する基本的な考え方	15
1 理念	15
2 基本的な考え方	15
3 施策	17
【Ⅰ 市民の自主的な文化芸術活動への支援体制の充実】	17
(1)文化芸術の担い手の育成・支援	17
(2)青少年の文化芸術活動の促進	18
(3)多様な市民・団体との連携，協働の推進	19
【Ⅱ 文化芸術に触れる機会の提供と活動の場の整備】	19
(1)文化芸術に触れる機会の提供	19
(2)施設の整備	20
【Ⅲ 地域の文化資源の保全・活用】	21
(1)地域の伝統的な文化芸術と文化資産の継承と発展	21
(2)有形文化財や埋蔵文化財の保護や記録保存	22
【Ⅳ 文化芸術情報の発信と文化交流のできるまち創り】	23
(1)文化の薫り高いまちづくりの推進	23
(2)文化芸術の視点を組み入れた身近な公共空間の環境整備	24
(3)地域の文化芸術活動と連携した個性的な街づくりの推進	25
(4)文化芸術活動を支援する情報ネットワークの構築	25
(5)国際交流と国際理解の促進	26
(6)人権を尊重する社会，男女共同参画社会の形成	26

第4章 文化芸術振興の推進体制の整備	27
1 市の役割	27
(1)行政の文化化の推進・各種計画との連携	28
(2)より効果的な施策推進のために	28
(3)文化芸術振興の推進力となる市民の発掘と協働	29
(4)自由な意見交換の場の設定	29
2 (公財)八千代市文化・スポーツ振興財団の機能の拡充	29
3 指定管理者制度による市民ギャラリーの特徴ある運用	30

第1章 文化芸術の意義

文化芸術は、人として生きる証であり、創造的な営みの中で自己の可能性を追求する人間の根元的な欲求です。また、文化芸術は人々の心のつながりや相互に理解、尊重しあう土壌を提供するものであり、心豊かなコミュニティを形成し、地域社会全体の心のよりどころとなるものです。さらに、文化芸術のあり方は、人の暮らし、生き方、営みの基盤である経済活動にも多大な影響を与えます。つまり、文化芸術は、私たち一人ひとりの価値観や生活様式、経済活動まで生き方や暮らし方の全てを含むのです。芸術、伝統文化、さらには食文化など様々な形で体现されます。そして、それらの総体は、各地の地域活動や都市環境等に投影され、「まちのイメージ」「まちの魅力」として表れます。

文化芸術は、何もせずには育たず、その力を認識し、手を加えて行かないと成立しないものであることから、振興の必要性が求められています。特に芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、私たちの生活にゆとりや安らぎをもたらし、人生を豊かにしてくれます。芸術には、美術、音楽、文学、演劇、建築など様々な分野がありますが、それらは「まちの文化」の中心をなし「まちの魅力」を向上させる「文化力」（文化の持つ、人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会作りを推進する力）となって、文化芸術振興を牽引する重要な役割を担っています。

一方で地域において昔から親しまれている祭りや行事、史跡や有形無形の文化財、歴史的建造物、地域に根ざした文化芸術活動等は、それ自体が固有の価値を持つだけでなく、地域への誇りや愛着を深めることにつながります。市内の各地域において、地域の文化資源を活用し、多様な文化芸術活動が行われることは、個性的な地域づくりを進めるだけでなく、八千代市全体の文化を豊かにしそれが

市民生活における共通の財産や心のよりどころとなります。

第2章 八千代市の状況と課題

1 八千代市とは

－市域の歴史を振り返り、その特性を知る－

この地域は、印旛沼水系の諸河川が台地の間を流れ、印旛沼を通じて利根川・霞ヶ浦など関東地方北部へとつながる水上交通路を有し、併せて、西からの文化を取り入れる玄関口とも言える東京湾沿岸地域にも近いという地理的特性を持っています。また、大小の谷津が台地を刻み、かつては各所に湧水がありました。これらの地理的・地形的特性によって、八千代市域は、古くから住みやすい環境であったと考えられ、市域には 292 箇所もの遺跡が確認されています。

およそ3万年前のものと考えられる旧石器時代の遺跡を始め、縄文時代の貝塚、弥生時代の大規模集落跡、古墳群とその時代の集落跡には、西方や北方からの文化の流入が見られ、「文化の交差点」と評価されています。

奈良時代から平安時代の集落跡も数多く発見されており、その時代の市域は、古書に書かれた「下総国印旛郡村神郷」にほぼ一致すると推定されています。その地名や、人びとの延命や病氣平癒を祈る呪文などの書かれた「墨書土器」は、古代人の生活を知る上での貴重な歴史資料として国内でも高く評価されています。

江戸時代には成田街道の宿場町「大和田宿」が栄え、市内各所に石造の道標が残り、江戸時代以降の交通網の整備状況を今日に伝えています。また幕府直轄の野馬の放牧場である下野牧の維持・管理を担う地域でもありました。

一方、市域の中央を流れる新川（印旛沼放水路）は、恵みをもたらせてくれる反面、深刻な洪水被害を引き起こすことがあり、江戸

時代における平戸村の源右衛門や島田村の治郎兵衛などによる治水事業は、成功に至らなかったものの、地域を守ろうとする苦心の歴史を今日に伝えています。

市域の産業は、米作りや野菜作りなどの農業や新川での漁業が中心でしたが、近代においては、養蚕や酪農、梨の生産が加わりました。いつの時代でも市域の人びとは、地域の産業を盛り上げようとしていたのです。

近年に入り大正時代には京成電鉄が開通し、大和田駅が開業したことから交通の利便性が高まりました。特に昭和31年に八千代台駅が開業すると、東京の通勤圏として注目が集まり、日本の「住宅団地発祥の地」となる、日本初の大規模住宅団地の八千代台団地が建設されました。その後も八千代市の交通の利便性の高さから大規模な住宅団地の造成が相次ぎ、成田国際空港が開港すると利便性はさらに高まったといえます。

また、昭和43年には、新川流域住民の長年の悲願であった新川と花見川とをつなぐ治水工事が完成し市域の治水、産業に大きな役割を果たしています。

国道296号（成田街道）や国道16号など交通の大動脈に加えて、県道の整備・八千代市都市計画道路の整備がされ、さらに平成8年の東葉高速鉄道開業により、交通の整備では非常に利便性の高い地域といえます。

2 これまでの道のり

高度経済成長期以来急速な社会の変化の中で、しきりに心の時代、文化の時代と叫ばれ、行政だけでなく企業も含めて文化芸術事業に力を注いだ時期がありました。

行政主導で、文化施設を整備し、そこで質の高い文化芸術を多くの人に提供することを目指したのです。

八千代町から八千代市へと変遷した昭和40年代には、他市に先駆けて大・小のホールを備えた市民会館の建設（昭和48年）以降、各地区公民館の設置、「（仮称）市民の美術館建設基金条例」（昭和54年～平成27年）の制定、行政に文化芸術の視点を取り入れ「潤いのある街づくり」を市民参加で進めるための「潤いのある街づくりシンポジウム」の開催（第1回・昭和59年～第11回・平成6年）など八千代市独自のさまざまな文化芸術施策を展開してきました。

特に、誌上美術館としての「市民文化やちよ」の創刊（昭和54年・昭和61年第5号）と村上橋建設に伴う「八千代にシンボルを造る市民の会」によるブロンズ像の設置（昭和56年）は、国からも評価されて「第1回潤いのある街づくり」自治大臣表彰を受けました。

同年、本市における文化芸術施策の充実及び文化行政の推進を図るため、八千代市文化問題懇談会が設置され、「オリオンの見える街づくり」、「緑と太陽のふれあいの街に」として8つの提言と4つの提案がまとめられ、その懇談会の提言を受けて、八千代市市民の美術館構想懇談会の設置（昭和63年～）、八千代市美術品等選定委員会の設置（平成元年～平成30年）、など具体的な文化芸術振興事業を強力に推進してきました。

この間、オイルショックをはじめとする財政難をいく度も乗り越えつつ「（仮称）市民の美術館建設基金」の積立ての継続など、着実に文化芸術施策は進められてきましたが、平成に入り、バブル崩壊による社会経済情勢の急速な変化によって全国の自治体同様財政難がさらに顕著になりました。

その様な情勢下でも平成25年に老朽化の進んでいた市民会館がリニューアルオープンし、さらには平成18年3月に「八千代市文化振興推進懇談会」（平成16年～平成18年）から「（仮称）八千代市市民の美術館構想に代わる新しい美術館構想」として、「市民

の文化活動の拠点となるような市民ギャラリーを目指してほしい。」という提言を受け、八千代市市民ギャラリーが、仮称八千代市市民の美術館建設基金等を活用し平成 27 年 7 月にオープンしました。

3 状況

今日の社会状況は、価値観の多様化、少子・高齢化、国際化、高度情報化等の変化が急速に進む中、人間性の回復や次代を担う子ども達の健全育成が問われており、人々の精神生活及び社会を支える基盤でもある文化芸術の振興はますます重要なものとなってきました。

平成 13 年に、国は「文化芸術は人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである」として、文化芸術の振興施策を総合的に推進することを目的に、文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）を制定し、平成 14 年 12 月に「第 1 次文化芸術の振興に関する基本的な方針」、平成 19 年 2 月には「第 2 次文化芸術の振興に関する基本的な方針」が策定されました。

文化芸術の振興に対する具体的な理念や方針が示され、改めて文化芸術の重要性が再認識されたのです。この中には、地方公共団体の文化芸術の振興に関する責務が明記されています。

これを受けて、八千代市でも文化芸術の振興を図っていく上での基本的な方向性について検討するため平成 16 年 10 月に「八千代市文化振興推進懇談会」を設置し、7 回に及ぶ懇談会の議論により「八千代市が目指す文化芸術の振興の方向について」の提言をいただき、平成 20 年 4 月に「八千代市文化芸術の振興に関する基本方

針」を策定しました。

その後、国においては「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を、平成 23 年 2 月に第 3 次、平成 27 年 5 月に第 4 次と改正し、平成 29 年 6 月に「文化芸術振興基本法」の一部改正に伴い、文化芸術推進基本計画の策定が義務化（地方公共団体は努力義務）され、併せて、これまで国が策定してきた基本方針は「文化芸術推進基本計画」に代わりました。

また改正により、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野が取り込まれたのが特徴です。

時代が平成から令和へ変わった今でも、市民の文化芸術に対する意識、ニーズは高まってきており、文化団体や公民館サークルによる様々な文化芸術活動が盛んになっています。

インターネットで検索すると、市内にも文化や芸術活動における目覚ましい活躍をされている方々が多くいらっしゃいます。

その一例をあげれば、昭和 52 年に結成された八千代市少年少女合唱団は、平成 12 年にハンガリーのカンテムス国際合唱コンクール金賞を受賞。平成 28 年 8 月には「花とライオン児童合唱音楽賞」を受賞し、平成 29 年「市政 50 周年記念式典」においては、「市民栄誉賞」も受賞しています。その実力は国内のみならず海外での活躍も認められております。

また平成 17 年には八千代市国際交流協会が設立され市民による海外との文化交流が推進され、平成 18 年 1 月には「子ども国際平和文化基金事業」が総務大臣表彰として再度国より評価されています。

文化芸術は、どのような時代・社会にあっても、人間にとって心のよりどころとなる必要不可欠なものです。心の豊かさの源泉として生活の質を高めるだけでなく、人と人との交流を生み、ふるさと八千代のまちづくりを進めていく上でもますます重要な要素であ

るといえます。

4 課題

- 1 八千代市は、市の中心を流れる新川や北部に残る緑地など、豊かな自然環境が残されている一方、都心に近いという利便性のある地域です。東葉高速鉄道の開通とともに市の中央部も急速に開発が進み、令和2年3月には人口が20万人を超えました。しかしながら近年の少子高齢化、核家族化、単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退や文化芸術の担い手不足が新たな課題となってきております。

またデジタル技術の進歩により、アニメーションやコンピュータ等の電子機器等を利用したメディア芸術も、新たな芸術として認知されており、我々の生活環境の中で新たな形態の文化芸術活動が望まれています。

文化芸術に親しむ日常生活を享受する権利は、誰にでもある一方、人は、その文化芸術の創造者であり、継承者にもなれることを一人ひとりが認識し、文化芸術振興の担い手となって自分たちの誇れる地域社会を創造していくことが求められています。

文化芸術の活発な活動により地域の付加価値が上がり「文化力のあるまち」「文化の薫り高いまち」として八千代市が成長していくためには、市民一人ひとりの自主的、自発的、積極的な参画意識がこれからのまちづくりには必要です。そのためには様々な環境にある市民が「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に文化芸術に接する機会を得られなければなりません。

八千代市の文化芸術の振興は、市民の生き生きとした文化芸術活動を広めていく必要があります。

【課題1 文化芸術を担う人材育成】

【課題2 活動の場や機会を提供する体制の整備】

【課題3 市民の自主的・自律的な参画意識】

2 現在既に、さまざまな団体により活発に行われている文化芸術活動やイベントの情報提供は十分とは言えません。それぞれの活動と市民等をつなげる情報網が乏しいため、市民に情報が行き届いていないのが実状です。そのため、これまで市が行ってきた文化芸術活動の振興の成果が一部の市民や団体に留まり、市全体の文化芸術の裾野を拡大するまでには至っていません。あわせて、活動の場の整備や次代への文化芸術の継承の環境づくりにも十分な手立てが講じられていません。

今後、一人でも多くの市民が文化芸術に触れ、参画していくためには情報提供の仕組みを工夫する必要があり、広報紙のみに頼らずに、様々な媒体を通してより多くの市民が情報を入手できるシステムづくりを計画的に進める必要があります。また、活動の拠点となる既存の公共施設を市民ニーズに合わせてより利用しやすく整備していくことにも力を入れる必要があります。

【課題4 情報システムの構築・整備】

【課題5 地域との交流及び情報交換】

【課題6 施設の整備】

3 特に、青少年層への文化芸術の伝承には力を入れる必要があります。子どもたちに対し地域の伝統芸能や伝統文化を伝承することは、生活の礎である自分たちの住む地域の発見、そして感動へとつながり、郷土愛を育むきっかけにもなります。

また、異世代の人たちとの交流・体験が、将来を担う子どもたちを心豊かに育てていく一助となり、継続的に地域の文化力向上が図られることにつながります。

そのためには、学校との連携が大変重要です。市と教育委員

会や小中学校の連携を密にし、積極的に青少年の文化芸術に接する機会を提供していく体制づくりが必要です。

【課題 7 青少年層への文化芸術の伝承】

【課題 8 伝統文化の保護と担い手の育成】

4 今日の市民の文化芸術に対するニーズは、多様化しています。

各種団体、学校、企業などとの連携や交流を図り、地域社会が持つ潜在的な文化芸術の魅力を生かしながら、地域が一体となって「八千代市らしさ」を確立し、育成していくことが急務です。新しい文化と受け継ぐべき伝統文化による「八千代市らしさ」を、NPOなど文化芸術活動団体の独自の活動と、団体間相互の協働・企業との協働で創造していき、効果的な文化芸術の振興を推進していく必要があります。企業が継続的に市民や団体の行う文化芸術活動に対して協賛活動を行っていくことは、企業にとってもイメージアップにつながり、経営戦略にも効果が生じるだけでなく、活力ある地域社会を創造する一助となります。このような企業の社会貢献につながる企業メセナ(企業による芸術文化支援)に対して市は支援、協働していく必要があります。

【課題 9 市と各種団体との協働】

【課題 10 企業メセナの推進と支援】

【課題 11 団体相互のゆるやかな交流・連携の推進】

【課題 12 地域が一体となるネットワークづくり】

5 「八千代市らしさ」の構築のためには市と市民が一体となり、文化芸術を基盤に置いた行政の推進体制が重要になります。文化芸術の所管部署からの発信により、行政内のあらゆる部署や

(公財)八千代市文化・スポーツ振興財団との連携，また，指定管理者制度の活用により，市民に「ここにすみたい，住み続けたいまち」と感じてもらえるような八千代市の魅力を向上させていく必要があります。文化芸術による「八千代市らしさ」を創出し，町の文化力を向上させるための様々な施策の推進を共通認識してそれぞれの業務を遂行する必要があります。

また，実施した諸事業や施策については，今後より良い計画と事業を遂行するために，客観的な評価・検証を行う必要があります。

【課題 13 行政内の連絡調整及び推進体制の整備】

【課題 14 (公財)八千代市文化・スポーツ振興財団との連携】

【課題 15 指定管理者制度による市民ギャラリーの活用】

【課題 16 文化芸術施策評価の検討】

第3章 文化芸術に関する基本的な考え方

1 理念

「八千代市文化芸術の振興に関する基本方針」は年齢、障害の有無又は経済的な状況にかかわらず市民一人ひとりが文化芸術を身近に感じ、生活をより有意義にすると共に、多様な価値観と出会い、文化芸術を通して自分たちの住むまちに誇りと愛着をもつようになることを目指すものです。

本方針においては、八千代市内の自然と人とその活動のすべてを、私たちの暮らしを豊かにする文化資源ととらえ、市民が主体となって文化芸術活動に積極的に取り組むことを重視します。

さらに、市民と行政との協働によって地域全体の文化力を高め、生活の中のあらゆる場面において、「心豊かな人間性を育み、暮らしやすいまち八千代 文化の薫り高い、調和のとれたまち八千代」を創り上げていくことを文化芸術振興の基本理念とします。

2 基本的な考え方

市は、平成23年度から令和2年度までの10年間の「八千代市第4次基本構想」を定め、将来都市像である「快適な生活環境と安らぎに満ちた都市 八千代」の実現に受け、総合的・計画的に諸施策を展開しているところです。文化施策もこの基本計画に基づき取り組んできました。

さらに、国の第4条、第35条及び「八千代市文化芸術の振興に関する基本的な方針」に基づき市の文化芸術振興を推進するため、八千代市の特性と課題を踏まえ、以下4つの基本的な考え方を示し

て具体的な施策を進めていきます。

I 市民の自主的な文化芸術活動への支援体制の充実

市民一人ひとりが文化の主役であり担い手です。市民の自主性と創造性を十分に尊重しつつ、その能力をさらに発揮できるように市民主体の文化芸術振興を活性化します。

その中で、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育が重要であることから、支援を進めていくうえで学校等、文化芸術を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動と相互に連携が図られるよう配慮が必要になります。

また支援にあたっては、国や県、文化芸術団体、民間事業者、その他の関係団体、市民と相互に連携を図りながら協働していきます。

そして文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図る重要な担い手となる事から、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たしていくこととなります。

II 文化芸術に触れる機会の提供と活動の場の整備

文化芸術を創造し、享受することは市民の生まれながらの権利です。誰もが等しく、文化芸術活動を鑑賞、参加、創造できるための場を整備し、多くの市民が多種多様な芸術に触れる機会を提供します。

III 地域の文化資産の保全・活用

長い間この地で人々が生業を営みつつ、季節の節目節目に喜びとして育んできた伝統芸能や文化財の積極的な公開を進めます。

また、地域に根付き、地域で育まれてきた伝統的な行事等の活用で異世代の交流と調和を図ります。

縄文時代以来の貴重な埋蔵文化財の発掘調査を進め、その保存・活用を図り、郷土博物館や文化伝承館においては、文化的な資産に関する各種情報・資料を体系化し、市民がふるさとを知り、八千代の資産を共有できる学習の場となるよう整備を図ります。

IV 文化芸術情報の発信と文化交流のできるまち創り

八千代の文化芸術に関する情報収集・発信の促進、情報ネットワークを構築します。さらにさまざまな団体の文化交流を通して、国際交流や国際理解の促進や人権の尊重や男女共同参画による多文化共生社会の形成を図り、八千代の個性や魅力を高めます。

また、まちづくりにおいては、市街地整備に文化芸術の視点を組み入れ、道路や公園、駅前広場等の身近な公共空間のユニバーサルデザイン（バリアフリーの基本要素を満たしつつ、できる限り多くの人々が利用でき、自然に溶け込んだデザイン）化、周辺景観やデザインに配慮した公共施設の整備を進めるとともに、住民参加の環境美化活動を推進し、人々が住み続けたいと願う「文化の薫り高い」まちを創ります。

3 施策

【I 市民の自主的な文化芸術活動への支援体制の充実】

(1) 文化芸術の担い手の育成・支援

八千代市における文化芸術活動を活性化するためには、優れた伝統文化や芸術を継承・発展・創造する人材の育成を図るとともに、人的資源を発掘し確保することが必要であり、創造性豊かで意欲のある人材を育成し、それらの活動における文化芸術の制作等に係る物品の保存を支援することが重要です。

また、芸術家の育成だけでなく、文化芸術の振興を支える人材の育成も必要であり、地域に根ざした文化芸術活動を行って

いるアマチュア団体や市民が主体的に行っている文化芸術活動に対しての支援を進めていきます。

さらに、新たなる芸術活動となるメディア芸術についても、既存の芸術活動と同じように支援を進める必要がでてきています。

〔望まれる事業〕

- 指導者育成のための多様な支援
- 国や企業メセナ（企業による芸術文化支援）の各種助成利用のための支援
- 若い文化芸術活動家への支援
- 文化芸術活動をする人材支援の構築・活用

(2) 青少年の文化芸術活動の促進

青少年が豊かな人間性を育み、その地域で育まれてきた文化芸術をはじめ、多様な文化芸術に接する機会を提供します。

また、積極的かつ主体的に文化芸術活動を行うことができるような環境の整備を図り、青少年の文化芸術活動ができるように支援していきます。

〔望まれる事業〕

- 青少年の文化芸術活動の支援
- 国や企業メセナ（企業による芸術文化支援）の各種助成利用による青少年のための文化芸術体験事業の実施
- 学校教育における文化芸術活動への支援
- 文化芸術の交流活動における青少年の起用
- 学校教育に活用するために、地域文化の情報を積極的に学校に提供する。

(3) 多様な市民・団体との連携，協働の推進

これからの文化芸術の振興には，各種団体と行政との従来の協働だけでなく，市民，文化団体，地域団体，NPO 法人，企業，学校法人など多様な主体がそれぞれの特性を活かし，役割を果たしつつ互いに補い合い，連携・協働していくことが重要です。自治会・町会をはじめとする地縁による団体との連携や，福祉活動団体同士が情報交換や交流を図ることで，それぞれの団体の特性が生かされ，その組織力や企画力，社会貢献性を発揮することができるものと期待でき，地域の活性化につながっていくと考えます。

〔望まれる事業〕

- ・ 多様な団体との協働による文化芸術イベントの実施
- ・ 市内の大学等との連携による学術資源の活用
- ・ 企業と共催の文化芸術事業の開催

【Ⅱ 文化芸術に触れる機会の提供と活動の場の整備】

(1) 文化芸術に触れる機会の提供

日ごろ文化芸術に触れる機会の少ない市民の誰もが，優れた文化芸術を創り，育み，文化芸術を身近に親しむことができる機会を提供していきます。

市が保有する美術品の公開や様々な公演団体の招致等により，芸術や文化に親しみ触れる機会を提供します。

また，（公財）八千代市文化・スポーツ振興財団や市民ギャラリーの指定管理者などの文化施設管理者を通じて，文化芸術の創造と鑑賞機会の充実を図ります。

〔望まれる事業〕

- 青少年の芸術鑑賞機会のさらなる充実（子どものための文化芸術体験プログラムの提供）
- 多くの市民層を対象とした文化芸術イベントの開催
- （公財）八千代市文化・スポーツ振興財団や市民ギャラリーの指定管理者の自主事業等への協力・支援
- 市収蔵美術品の有効活用（市民ギャラリーの常設展示室を活用した鑑賞機会の提供）
- 企業や医療機関等の協力によるコンサートや美術展の開催
- 市民への芸術作品の寄贈・貸出し依頼
- 文化芸術活動をする人材支援の構築・活用

(4) 施設の整備

市内の文化施設は、老朽化、機能劣化が進んでいたことから、リニューアルや整備を行っています。今後についても時代に対応した機能向上等を図るとともに、市民の文化芸術活動の多様化、高度化に対応し、利用規則の見直しや既存の概念の枠をはずした利用しやすい施設の在り方を検討し、対応していきます。

また、各社会教育施設や総合生涯学習プラザにおいても、市民の文化芸術活動をサポートする役目を持たせ、人々が集う地域コミュニティの中核施設として、文化芸術活動を行う人たちの交流・創造・育成の場となるよう機能を強化し、市民の出会いの場づくりの整備に努めます。

〔望まれる事業〕

- ・既存の公共施設の利用時間の見直し等による活動の場の提供
- ・既存の公共施設や音響等設備の改修，修繕等による整備
- ・空き店舗等の利活用による文化芸術サロンや若者の創作活動の場の提供
- ・美術品の収蔵庫，展示室の整備
- ・長期的な視点に立った，各施設の計画的な改修整備

【Ⅲ 地域の文化資産の保全・活用】

(1) 地域の伝統的な文化芸術と文化資産の継承と発展

八千代市の風土に育まれた伝統芸能を鑑賞する機会が少なくなり，伝統芸能団体では演者の高齢化と後継者の不足が深刻な問題となっているため，市内における伝統芸能の紹介・普及，後継者の育成に取り組むと共に長年公演に使用された物品の保全対策にも取り組む必要があります。

また，日本でも有数の古墳群を始め，多くの出土品など貴重な文化財を後世に継承していくことの重要性を踏まえ，情報を積極的に公開し，適切な保存が行われるよう，広く周知していかなければなりません。

学校や地域の団体など，市民参加による講座の開催や文化財の活用促進など，より多くの市民が市の貴重な文化資産に親しみ，まちづくりに生かせるような取り組みを積極的に行っていきます。

〔望まれる事業〕

- 郷土博物館や文化伝承館の機能を活用し,子どもたちにふるさとの伝統的な文化芸術を学ばせ, 伝統文化継承の重要性を理解させる機会を設定する。
- 子どもたちが意欲的に関われる企画展や事業の開催
- ふるさとの無形の文化財, 埋蔵文化財の活用
- 埋蔵文化財収蔵庫または展示施設の整備
- 文化芸術や文化財に触れ, 郷土への愛着心を育む。
- 伝統文化である神楽・獅子舞などの公開
- 伝統文化の継承者を講師とした講演会や授業の実施

(2) 有形文化財や埋蔵文化財の保護や記録保存

八千代市は, 急速な都市化と生活様式の変化が進む中, 現代に継承されている神事や祭りを文化財指定によって保護すると共に, 積極的に公開していきます。また, 市域の歴史や民俗についての資料の保管・展示・普及活動や 20 数年かけて編さんしてきた八千代市史の紹介と活用を進めます。

〔望まれる事業〕

埋蔵文化財

- ・市内の公共施設を利用した展示の拡充
- ・遺跡見学会や調査発表会の開催
- ・遺物を間近に見られ，触れることができるような展示
- ・出前講座や授業の実施
- ・史跡の指定，拠点のひとつとして遺跡の保存・史跡公園等の設置

文化財

- ・文化財調査の実施，新たな文化財の指定
- ・指定文化財の保護の充実
- ・文化財を見たり触れたりする機会を増やす。

【Ⅳ文化芸術情報の発信と文化交流のできるまちづくり】

(1) 文化の薫り高いまちづくりの推進

文化芸術振興にあたっては，個性ある地域づくりを進める観点から，「まちづくり」を重視した文化芸術振興の取り組みを進めていく必要があります。

便利であるだけ，経済価値だけのまちにしないためにも，「芸術文化の価値」を持つまち，人々が互いに支えあい，犯罪のない，事故のない，安心できる「倫理的価値」を持つまち，「とにかくこのまちが好き」「ここで育ったから，ここが好き」「このまちの景色が好き」というアイデンティティを持つまちをつくり，このまちの特性を生かした価値を高めていく政策を進めていきます。

また，八千代市の誇れる文化芸術資源を発掘し，啓発活動を通して，市民への浸透を図り，それを活かした地域興しによる「文化の薫り高いまちづくり」を進めます。

地域産業は、文化芸術という付加価値をつけることで大きく活性化する可能性があります。産業と文化芸術を融合させて固有の物語性を持った商品・サービスを提供していく八千代のブランドを創っていくことなどが重要です。

地域全体としてコンセプトを持って、文化面に配慮しながら取り組んでいくことで、まちは活気にあふれ魅力を増していきます。

〔望まれる事業〕

- ・市内の文化芸術資源の再発見と産業への活用支援制度の創設
- ・地域の資源を活用した「ふるさとづくり」の推進
- ・「文化の薫り高いまちづくり」につながる教育や産業への働きかけ
- ・映画ロケ地の誘致
- ・八千代市内の文化芸術資源の情報収集
- ・文化芸術資源の収集，保管

(2) 文化芸術の視点を組み入れた身近な公共空間の環境整備

市街地整備に文化芸術の視点を組み入れ、道路や公園、交通施設等の公共施設、公益施設や駅前広場等の公共空間にユニバーサルデザインを取り入れつつ、高齢者等が安心して利用できるようなバリアフリーの公共施設の整備を進めるとともに、住民参加の環境美化活動を進めます。駅前広場等においては、地域の「顔」として、駐車駐輪対策の徹底や屋外広告規制の強化を図るとともに、住民参加による身近な道路や公園の清掃活動、花壇の手入れ活動等を進めます。

〔望まれる事業〕

- ・駅前広場等の駐車駐輪対策の徹底や屋外広告規制の強化を図り、路面等の美装化や緑化を進めます。

- ・アダプト制度による住民参加による身近な道路や公園の清掃活動，花壇の手入れ活動
- ・文化・スポーツゾーンの整備（新川流域）

(3) 地域の文化芸術活動と連携した個性的な街づくりの推進

商店街の活性化や住環境の維持・改善等にあたっては，地域の文化芸術活動との連携を図り，各種イベントの開催等により個性的な街づくりを進めます。また，商工業の活性化の取り組みの一環として，地域文化を活かした催しの開催を進めます。

〔望まれる事業〕

- ・商業の活性化と地域文化を活かした催しの企画，開催
- ・空き店舗等の活用による文化芸術活動の発表の機会と場の創出
- ・ふるさと祭り，どんと祭りなどの恒例行事開催
- ・文化芸術資源の収集，保管
- ・文化・スポーツゾーンの整備（新川流域）

(4) 文化芸術活動を支援する情報ネットワークの構築

市内の文化施設や大学，各種団体が連携して，文化資源や文化芸術活動に関する情報ネットワークを構築し，情報の共有化を図ります。また，インターネット等の活用により，市民が手軽に文化芸術情報を得ることが出来るように環境整備を進めます。

〔望まれる事業〕

- ・公共施設間の情報ネットワークの構築による，施設やイベントの文化芸術情報の提供と文化芸術資源や文化芸術情報のデータベースの共有化
- ・文化芸術情報サイトの充実，メールマガジン等の整備

- ・文化芸術活動に関する情報の収集・発信・調整
- ・市内の芸術家や文化団体の情報収集
- ・市内の大学等の連携による学術資源の活用
- ・企業と共催の文化芸術事業の開催

(5) 国際交流と国際理解の促進

在住外国人との文化芸術による交流は、互いに異なる背景を持つ人とひととの友好関係を発達させ、信頼関係を育てていく上で非常に有効です。互いを理解し共存していくため、文化芸術による市民の国際交流活動を積極的に支援するとともに、平和都市宣言のまちとして、世界平和に対する市民意識の高揚を図ります。

〔望まれる事業〕

- ・国際交流団体との連携による文化交流事業の展開
- ・文化施設や文化芸術情報の案内，刊行物等における外国語表記の充実
- ・文化芸術活動に対する地域在住外国人の参加促進

(6) 人権を尊重する社会，男女共同参画社会の形成

多様な文化交流を通して、差別や偏見のない「自己実現，自立，社会参加」の権利を実現し，人権を尊重した社会の形成をめざします。また，男女がお互いに人格を尊重し性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現により各人が生き生きと暮らせるまちを創ります。

〔望まれる事業〕

- ・文化交流イベントや学習会等による人権尊重の社会形成に関する普及・啓発活動の促進
- ・文化イベントを通じた各種啓発活動等による男性の家事・育

第4章 文化芸術振興の推進体制の整備

1 市の役割

市制の施行された当初より、新しいまちに文化芸術の活力を吹き込むために市民の文化芸術活動やさまざまなイベントについて、行政が力を入れて支援してきました。しかし、今後の社会情勢を鑑みると、今までの支援体制を見直す必要に迫られていると考えられます。

文化芸術振興の推進についても市は、市民の自主性・自発性・独創性を尊重し、市民が本市の将来をつくる主役という理念に立って、市民をサポートするという役割を自覚し、市民の文化芸術活動のきっかけづくりや、それぞれの活動を結びつける役目を果たすことで、文化芸術の創造をさらに発展させることができます。

文化芸術の担い手である市民が主体的に行動し、それを行政や（公財）八千代市文化・スポーツ振興財団、市民ギャラリー等の指定管理者が支援するという役割分担と連携、協働によって文化芸術振興を進めていきます。

前述の基本的な考え方を踏まえた施策を、より実効性のあるものにするためには、この指針の理念に基づき以下の点を踏まえて、関係機関と連携を図っていく必要があります。

(1) 文化活動や地域文化を視点においた行政施策の推進

この方針は、理想を追い求めるだけでなく、進むべき方向性を示したものです。文化芸術振興の推進にあたっては、施策を計画的に進めるだけでなく、行政における職員、組織、運営方法等を含めた行政自体と行政施策に人間性、創造性、美観性、地域性等の文化芸術の視点を盛り込み、それぞれの業務を文化芸術の視点及び市民サービス・費用対効果の視点から見直すことにより、行政全体の質を高めていくことが必要です。

また、文化芸術は教育や福祉、コミュニティの育成、まちづくり、都市の整備など、さまざまな分野において、多様な効果をもたらすことが期待できます。今後、市の総合計画をもとに策定しているそれぞれの計画に、文化芸術的視点を積極的に取り入れる等、各部局と連携を図っていきます。

(2) より効果的な施策推進のために

文化芸術振興の推進にあたっては、限られた財源をふまえ、それぞれの業務を市民サービス・費用対効果の視点から見直していくことが必要です。見直しにあたっては、文化芸術の特性に留意しつつ、文化施設に係る情報開示や市民ニーズの把握を図るとともに、施設の特性や利用者に応じた減免制度の整備を含め、施設の利用に係る受益者負担のあり方について検討します。

併せて、文化芸術振興施策についての評価の仕組みづくりも、大切な推進体制といえます。評価の結果を今後の事業や施策に反映することで、文化芸術振興のより一層の推進が見込まれることから、客観的な視点による第三者評価の仕組みを検討し、効率的で効果的な施策の推進を図ります。

(3) 文化芸術振興の推進力となる市民の発掘と協働

文化芸術活動を推進するためには、文化芸術の視点でものを見ることができる方に、助言者となって頂くことが必要と考えられます。市民の中に潜在する多数の文化芸術知識・経験の豊富な方や、八千代市の歴史・文化芸術の研究者を発掘していきます。その方たちに、市の特性や文化芸術振興の推進者の一翼を担って頂けるように協力を求めています。

(4) 自由な意見交換の場の設定

文化芸術の振興には、従来の枠にとらわれない創造的な発想に基づく意見や施策を出し合える機会が不可欠です。そのためには、多様な文化芸術活動に参画する市民による、自由な意見交換や提案ができる場の設定が望まれます。こうした場の設定により、新しい活動やネットワークが生まれ、行政施策の新しい展開が期待され、文化芸術振興を図る上での推進体制のひとつとして捉えられます。

2 (公財) 八千代市文化・スポーツ振興財団の機能の拡充

(公財) 八千代市文化・スポーツ振興財団は、市の文化振興の一端を担うために昭和 48 年 8 月に設立されました。(平成 18 年 1 月改組, 平成 24 年 4 月公益法人制度改革に伴い移行) 市民会館をはじめとする市内の文化施設の運営を長年担ってきており、八千代市における文化芸術の拠点として、優れた文化芸術活動の創造・発信を行っています。財団には、長きにわたって文化行政に携わる職員がおり、国内外の人気アーティストの招へいや各種市民団体との共催事業に力を発揮しています。

また市及び市民団体が企画する文化芸術事業の開催に協力するとともに、今後は、学校への出前コンサート等、管理施設以外での事業展開も検討し、地域に拡がり、魅力ある自主事業を進めていきます。

そして、これまで同様、自主事業等による自主財源の確保、企業メセナ（企業による芸術文化支援）や国の助成金の活用による資金の協力を得るとともに、市民による文化芸術事業の実施等に関する情報発信、組織運営等に係る人材育成や助成金の交付等も検討していき、市民の各種文化芸術活動を支援します。

今後、多様で優れた文化芸術の鑑賞と活動の機会を今まで以上に提供して、文化芸術で結ばれた人と人との輪をさらに広げていくために、市と文化芸術振興推進の両輪として、八千代市の文化力の向上に寄与していきます。

3 指定管理者制度による市民ギャラリーの特徴ある運用

市民ギャラリーは、平成27年7月にオープンし、八千代中央図書館との複合施設として指定管理者制度を導入しています。

指定管理者は民間事業者として様々な美術イベントの企画・運営等のノウハウを有しており、特に市民ギャラリーの施設特徴ともいえる図書館と併設されている文化施設として、美術文化と図書文化を融合した企画や市民が参加しやすい体験型の講座を企画する等の独自の自主事業を開催しています。

また市民ギャラリーは、県立八千代市広域公園内に設置されていることから、公園等を利用する市民も含めた、あまり文化芸術に馴染みのない市民も気軽に文化芸術に触れ、学べる場として特徴ある運用を目指します。

- 平成20（2008）年4月策定
- 令和 3（2021）年3月26日一部改正

発行日	令和3年3月26日
発行元	教育委員会文化・スポーツ課 047-481-0305